

小山町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
小山町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状 3
2. 目標 5
3. 計画の期間 5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて 7

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

本計画が目指す働き方改革の本質は、単なる労働時間の削減ではない。それは、児童生徒へのきめ細かな指導や集団づくりといった日本型学校教育のよさを維持・発展させつつ、教育職員一人ひとりの身体的・精神的・社会的な充足、すなわちウェルビーイングを実現することにある。教育職員が心身ともに健康で、日々の教育活動に働きがいを感じながら、自らの生活も充実させるワーク・ライフ・バランスを確立することは、専門職としての資質能力を磨き続けるための不可欠な基盤である。教職員が社会の多様な経験を積み、人間味豊かな人生を歩むことは、ひいては子供たちに多様な価値観を伝えることにつながり、教育の質をさらに高める原動力となる。

また、こうした環境整備を通じて、教職が「子供の成長を支える喜び」と「自身の豊かな人生」を両立できる、次代を担う若者が憧れる魅力ある職業であることを広く発信していく。

本計画に基づき、本来担うべき指導業務に注力し、子供と向き合う時間や授業改善に資するための時間を確保するとともに、家庭・地域・学校・教育委員会が協働して、教職員が誇りを持って笑顔で教壇に立ち続けられる持続可能な学校教育体制を構築することに努める。

(2) 小山町の現状

小山町では、教職員の多忙解消、働き方改革の観点から、以下に示す取組を行い、教育職員の在校等時間の管理及びその縮減に取り組んできた。

<ul style="list-style-type: none">・スクールサポートスタッフの配置・留守番電話対応・校務支援ソフトの活用・PC等による業務時間管理・学校評価のデジタル化・ALT(会計年度)の有効活用	<ul style="list-style-type: none">・学校徴収金業務改善・夏季休業中の閉庁日設定・学校地域支援コーディネーター活用・春の遠足の見直し・部活動の活動時間の見直し・教育課程の再編成
---	---

また、文部科学省通知「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」(平成31年3月18日30文科初第1497号)及び静岡県教育委員会義務教育課長通知「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の休業期間における学校の業務の適正化について」(令和元年7月10日教義第357号)を受けて、働き方改革の目的を十分に理解したうえで、各学校における教育課程編成上の工夫や留守番電話設置、閉庁日の設定などを実施し、

教育職員一人一人と組織としての学校、それを支援する教育委員会が一丸となって業務改革に取り組んできた。

なお、この取組の実効性を高めるためには勤務時間に対する意識改革が不可欠であり、勤務時間の管理を適切に行うことがその第一歩である。

このため、令和2年1月に「小山町立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（以下、「方針」という。）を策定し、また、令和3年7月に「小山町立学校教職員の業務量の管理等に関する規則」（以下、「規則」という。）を制定した。時間外在校等時間を1か月につき45時間、1年につき360時間の範囲内とするため、教職員の業務量の適切な管理を行うものとする定め、業務時間の縮減に取り組んできた。

その間、教育委員会では、教育職員の業務をサポートする各種支援員の配置、勤務時間外の留守番電話対応等を行うなど、教育職員の業務負担軽減のための支援を行ってきた。

こうした取組を継続した結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況については以下のとおりである（図1）

【令和4年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月40時間33分	約42%	約2%
中学校	月54時間2分	約60%	約19%

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月35時間7分	約34%	約0%
中学校	月47時間37分	約30%	約5%

【令和6年度の役職別時間外在校等時間の状況】

	職種	年平均		職種	時間外合計
	小学校	校長		月33時間54分	中学校
教頭		月62時間31分	教頭	月65時間58分	
教諭		月36時間54分	教諭	月52時間13分	
養護教諭		月20時間47分	養護教諭	月24時間5分	
栄養教諭		月31時間14分	栄養教諭	月36時間13分	
事務職員		月9時間51分	事務職員	月12時間28分	

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1か月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- イ 1年間における1か月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇等の平均取得日数を10日以上とする。
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。
(R6結果：13.6%)
- ウ ストレスチェックにおける働きがいに関する質問項目への肯定的な回答の割合を50%にする。
(R6結果：41.6%)

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点項目として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

- ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動
 - ・保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・放課後から夜間における見回りについては、警察等関係機関が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ウ 学校徴収金の徴収・管理
 - ・学校徴収金については、全校でネットバンキングを導入し、学校内での現金の取扱いを取りやめることを継続する。
- エ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な

事案への対応

- ・「学校における保護者等への対応の高度化事業」を活用し、保護者等からの電話連絡の窓口を民間委託によって一元化するとともに、必要に応じてコーディネーターやカウンセラー等の助言がもらえるようにするなど、苦情等に適切に対応できる体制の構築を目指す。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

ア 調査・統計等への回答

- ・校務支援システム等の機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

イ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じてJMCと連携を図る。

ウ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・JMCが主体となり、ICT機器等の保守管理を行う。

エ プールの運用・保守・管理

- ・水泳の授業については、町営プールに一元化する。
- ・町営プールまでの移動手段として、教育委員会がバスを手配するなど、安全で学校の負担が少ないやり方を検討する。

オ 校舎の開錠・施錠

- ・学校用務員による開錠を基本とし、施錠については教頭等特定の教師に責任や負担が集中しない環境を整備する。

カ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要な措置を予め行った上で、特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

キ 校内掲示

- ・スクールサポートスタッフ等に掲示を依頼する。

ク 花壇や運動場等の管理

- ・PTAや学校ボランティアに清掃等の活動を依頼する。

ケ 部活動

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。
- ・週に3日以上以上の休養日を設ける。
- ・部活動指導員の拡充に努める。
- ・年間を通して平日の登校日の活動は16:15までとする。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 給食の時間における対応

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭等が実施する。
- ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず級外教員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築する。

イ 授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクールサポートスタッフ等を配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。
- ・校務支援システムの機能を活用することにより、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

ウ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、町支援員等との連携を促進する。
- ・日本語の支援が必要な児童生徒に対しては、ALTや外国籍児童生徒生活支援員等との連携を促進する。
- ・不登校児童生徒への支援については、教育支援センターと学校との連携を促進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術を活用し、成績処理や集計業務などの業務を効率化する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、校長による面接

指導を実施する。

- ・ 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等を活用し職場環境の改善に努める。
- ・ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 長期休業等の期間中に、5 日程度の一斉閉庁日を設定する。
- ・ 月 1 回程度の定時退庁日の設定を推進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果等から把握する。
- ・ 学校での児童生徒等の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する情報共有を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等を踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者や地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各団体等に対して、本町における「業務の 3 分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。